

第1条 本規約

本規約は、株式会社東急百貨店(以下「当社」という)のお客様営業部(以下「本会」という)が運営するサービスおよび利用の各種条件を定めたものです。

第2条 会員資格

1. 東急カード株式会社(以下、東急カード)が発行するクレジットカード「TOKYU CARD ClubQ(東急百貨店外商カードまたは当社が別途定めるカード)」(以下、両カードを「外商カード」という)に入会いただくことが、原則として本会員の資格となります。

2. 東急カードと当社は申込審査結果を共有いたします。なお、東急カードの審査により、カード発行がご意向に沿えない場合がございます。

第3条 本人会員、家族会員

1. 本人会員とは、本規約を承認のうえ、本会への入会を希望して、当社所定の方法で入会申込み手続きを行い、当社および東急カードが入会を認めた方をいいます。

2. 未成年者は本会員となることはできません。

3. 本人会員が「外商カード」利用による東急カードに対する代金の支払いその他当社本会扱いによる商品購入およびサービス提供等の取引に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族(2親等以内)で、「外商カード」の家族会員であり、当社が入会を認めた方を家族会員といます。

第4条 「外商カード」「外商会員証」の発行と管理、譲渡・貸与・質入などの禁止、有効期限

1. 本人会員、家族会員(以下両者を「会員」という)が、当社および東急カードの特別な事情により「TOKYU CARD ClubQ(東急百貨店外商カード)」を一時的に発行できない場合、お客様会員であることを証明する「東急百貨店外商会員証」(以下、「外商会員証」)を発行します。なお、当社および東急カードの特別な事情が解消され「TOKYU CARD ClubQ(東急百貨店外商カード)」を発行できるようになった場合、「外商会員証」は有効期限の到来をもって終了し、新しい「外商会員証」は発行しないものとします。

2. 会員は、東急カードより「外商カード」、当社より「外商会員証」をそれぞれ発行された時は、ただちにその当該カードの氏名を確認するものとします。

3. 会員は善良なる管理者の注意をもって「外商カード」「外商会員証」を利用し、管理するものとします。

4. 「外商カード」「外商会員証」は本人に限り利用でき、他人に譲渡、貸与、質入その他担保に提供するなど、「外商カード」「外商会員証」の占有を第三者に移転することはできません。

5. 前第2項、第3項、第4項のいずれかに違反して利用された場合、そのために生じる一切の債務についてはすべて当該会員がその責任を負うものとします。

6. 「外商カード」の有効期限は東急カードが指定、「外商会員証」の有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に月、西暦の下2桁で年の順に記載した、その月の末日までとします。

7. 「外商カード」「外商会員証」の有効期限が到来する場合、会員から退会の申し出がなく、かつ当社および東急カードが引き続き会員として認める会員には、新しい「外商カード」もしくは「外商会員証」を送付します。

第5条 「外商カード」のご利用限度額および期限の利益喪失

1. 本人会員の申し出により、ご利用限度額の確認及び一時引き上げ(当社の買上に限る)等について当社お客様担当者が代理人として東急カードに確認する場合がございます。その結果、会員のご希望に添えない場合が

ございます。

2. 前第1項によりご利用限度額を一時引き上げたお取引で期限の利益を失った場合に、東急カードによる立替払いの一部合意解除を行い、当社から直接請求となる場合がございます。なお、直接請求となった場合については、会員に対し、当社指定の方法により請求いたします。

第6条 遅延損害金

会員が、第5条第2項により当社からの直接請求となった場合については、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払金合計の残額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第7条 「外商カード」「外商会員証」提示によるサービス

1. 会員は、「外商カード」「外商会員証」のご提示により、当社および当社が指定する特定の場所において、当社お得意様会員向けのサービス（以下、サービス）を利用することができます。ご提示いただけない場合は、当該のサービスをご利用いただけないものとします。

2. 前第1項のサービスは別途定めるものとし、当社および東急カードの都合によりその内容を変更することができるものとします。

第8条 退会ならびに会員資格の取消

1. 会員は当社および東急カードあてにそれぞれ所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。「外商カード」の本規約一切の債務を完済したときをもって退会とします。

2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社および東急カードが会員として不適当と認めた場合は、当社および東急カードは何等の通知、催告をせずして会員資格を取消することができるものとします。また、当社から東急カードへ当該会員資格の無効を通知または登録することがあります。

イ) 入会時の虚偽申告をした場合。

ロ) 本規約のいずれかに違反した場合。

ハ) 当社および東急カードに対する債務の履行を1つでも怠った場合。

ニ) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。

ホ) 会員の利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

ヘ) 会員が死亡した場合又は会員の親族などから会員が死亡した旨の連絡があった場合。

ト) 会員が反社会的勢力等に該当することが判明した場合。

チ) 住所変更の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって、会員の所在が不明となり、当社および東急カードが会員への通知・連絡について不能と判断した場合。

リ) 会員が、自らまたは第三者を利用して次の各項目の一つにでも該当する行為をした場合。

①当社、東急カードまたは「外商カード」加盟店に対する暴力的な方法を持って行う要求行為

②当社、東急カードまたは「外商カード」加盟店に対する不当な要求行為

③当社、東急カードまたは「外商カード」加盟店に対して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または、当社、東急カードまたは「外商カード」加盟店の業務を妨害する行為

⑤その他前記①から④に準ずる行為

3. 前第1項、第2項の場合、ただちに「外商カード」は東急カードへ、「外商会員証」は当社へ返却していただきます。また、当社は東急カードと情報を共有いたします。

4. 本人会員が前第1項、第2項に該当した場合には、家族会員も同時に同様の措置を受けることになります。

5. 「外商カード」を退会または、東急カードの会員資格の喪失により、自動的にお得意様会員も退会となります。また、その情報を東急カードと当社が共有いたします。なお、本会のみ退会の場合は次のとおりとします。

イ) 「TOKYU CARD ClubQ (東急百貨店外商カード)」をご使用の方は、券面を「TOKYU CARD ClubQ インターMaster」に差し替えてクレジットカードとして引き続きご利用いただけます。「TOKYU CARD ClubQ インターMaster」送付後は、お客様ご自身で「TOKYU CARD ClubQ (東急百貨店外商カード)」は破棄いただきます。

ロ) 当社が別途定める「TOKYU CARD ClubQ」をご利用の方は、引き続きクレジットカードとしてご利用いただけます。

ハ) 「外商会員証」はお客様ご自身で破棄いただきます。

第9条 「外商カード」「外商会員証」の紛失、盗難の責任と損害の補填

1. 会員は「外商カード」を紛失し、又は、盗難にあった場合、すみやかに東急カードへ電話等により届け出のうえ所定の届出書を提出していただくと共に、最寄の所轄警察署へもお届けいただきます。

2. 会員は「外商会員証」を紛失し、又は、盗難にあった場合、すみやかに当社へ電話等により届け出いただきます。

3. 「外商カード」「外商会員証」の紛失、盗難をそのまま放置し、他人に不正使用された場合、その利用などで発生した損害は会員の責任となります。

4. 「外商カード」について前第1項の諸手続きをお取りいただいた場合の損害補填は、東急カード会員規約に準じます。

5. 「外商カード」「外商会員証」は原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には当社および東急カード所定の届出書を提出していただき、当社および東急カードが適当と認めた場合に限り再発行します。再発行にかかる費用については、それぞれにおいて別途定めます。

第10条 届出事項の変更

1. 会員は氏名、住所、電話番号、勤務先、家族会員などに変更があったときは、速やかに当社および東急カードへご通知いただき変更届を提出していただきます。

2. 前第1項の届出がないため、当社および東急カードからの通知、または送付書類、その他のものが延着し、又は、到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに会員に到着したものとします。また、当社および東急カードから会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に会員に到着したものとみなします。ただし、会員にやむをえぬ事情がある場合はこの限りではないものとします。

第11条 本規約の変更、承認

当社は本規約の一部もしくはすべてを変更する場合には、当社ホームページ (<https://www.tokyu-dept.co.jp/premiumcard/kiyaku.html>) での告知、その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員が「外商カード」「外商会員証」を利用したときは、会員は変更事項、または、新会員規約を承認したものとみなします。

第12条 準拠法

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第13条 合意管轄裁判所

会員は、当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額にかかわらず、会員の住所地、商品購入やサービス提

供地または当社の店舗を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とするものとします。

お問合せ・ご相談窓口

1.商品等についてのお問合せ、ご相談は「外商カード」「外商会員証」をご利用された店舗（売場）にご連絡ください。

2.本規約についてのお問合せ、ご相談に関しては、下記にご連絡ください。

株式会社東急百貨店 各店お得意様営業部

渋谷外商 電話03-3477-3255・3703

吉祥寺外商 電話0422-21-5680

たまプラーザ外商 電話045-903-2245

札幌外商 電話011-212-2622

個人情報の取扱に関する同意条項

第1条 個人情報の収集・保有・利用・預託

1. お得意様会員の入会申込者及び本人会員及び家族会員（以下「会員」という）は、本契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む株式会社東急百貨店（以下「当社」という）との取引にかかわる判断、その後の管理及びサービス（東急百貨店のポイントサービス含む）の提供のため、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。また、当社が個人情報を東急カードと共有することに同意します。

①会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先情報、家族構成、住居状況等所定の申込書に会員が記載した事項（これらに変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ）

②お電話や電子メールでのお問い合わせ等により当社が知り得た情報（通話・電子メールの内容を含む）

③本申込み時もしくは本申込み後にアンケート等で取得した会員情報

④東急グループ企業（以下、提携会社）および外部企業または利用加盟店でのお買い上げ金額、利用日

⑤東急カードから提供される会員を識別する符号

2. 本規約第5条1項のため、当社が本契約に関する内容の一部又は全部を当社の提携先企業に委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することがあります。また、本人会員の申し出によるご利用限度額一時引き上げ（当社の買い上げに限る）について、当該提携先企業が信用情報調査を行うことに同意します。

信用情報調査等についての委託先企業は以下のとおりです。

●株式会社自動車情報資料センター

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-15-16 電話番号 03-3293-1011

●ニッテレ債権回収株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-16-20 電話番号 03-3769-4611

3. 本契約の会員が当社に提出した入会申込みや個人情報変更の届出等の原本、クレジット利用履歴等につきましては、当社において下記の期間保管し、その後、適切な方法により破棄いたします。

入会申込書：取得日より10年間

クレジット利用履歴およびその他書類：取得日より9年間

第2条 個人情報の利用

会員は当社が、当社の百貨店業、通信販売業及びこれに関連する事業において、下記の目的のために本同意条項第1条第1項の個人情報を利用することに同意します。

①当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内及び、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発のために利用する場合。

②当社以外の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内及び、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発を外部から受託して行うために利用する場合。

なお、当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(<https://www.tokyu-dept.co.jp/>)に記載してあります。

第3条 個人情報の提供・利用

1. 会員は、当社が下記の目的のために本同意条項第1条第1項①～⑤の個人情報の保護措置を講じた上で提携会社などに提供し、提携会社などが利用することに同意します。

①宣伝物等、営業案内

②商品、役務等の市場調査、商品開発

③商品等に関する案内

なお、具体的な企業名および事業内容は、次のホームページ (<https://tokyugroup.jp/about/grouplist/>) に記載してあります。

2. 第1項の提携会社等への個人情報提供期間は、原則として申込日から本契約終了後1年間とします。

なお、当該提携会社等における個人情報の利用期間については、各社にお問合せください。

3. 会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第4条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 会員は、当社及び本同意条項第3条で記載する提携会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、本同意条項第8条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

②当社の提携会社等に対して開示を求める場合には、次のホームページ (<https://tokyugroup.jp/about/grouplist/>) 記載の東急グループ各社に連絡してください。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正、又は、削除に応じるものとします。

第5条 本同意条項に不同意の場合

当社は、会員が本契約の必要な記載事項（申込書表面で会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部、又は、一部を承認出来ない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条又は、第3条第1項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはございません。

第6条 利用・提供中止の申出

本同意条項第2条及び第3条第1項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、会員から中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第7条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、本同意条項第1条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間保管されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条 個人情報の取扱に関するお問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問合せや、利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記のお問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社東急百貨店 個人情報お問合せ窓口

〒150-8019 東京都渋谷区道玄坂 2-24-1

電話 0120-109-059 （日曜日、元日を除く全日の 10：00～18：00）

第9条 条項の変更

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

2023年 3月10日 施行

2023年 9月 1日 改定